

三重県総合文化センター指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的

県では、三重県総合文化センター（以下「総合文化センター」という。）の管理について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを有効的・効果的に活用することにより総合文化センターの効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的

総合文化センターは、文化芸術及び生涯学習の振興、女性の自立と社会参加の促進に関する事業を企画、実施し、県民の生活文化の向上を目的に設置した総合的な文化拠点施設です。

(3) 施設運営の基本的な方向性

平成 20 年 3 月に策定した「三重の文化振興方針」の中では、文化会館、図書館、美術館、斎宮歴史博物館及び生涯学習センター等を「文化と知的探求の拠点」として位置づけ、拠点間の連携や施策連携を進めながら文化と生涯学習を総合的、効果的に展開することとしています。また、隣接地に新県立博物館の建設が予定されていることから、三重県の総合文化の発信拠点として、その中心的役割を担うことがより一層期待されます。

(4) 施設の概要

ア 名称 三重県総合文化センター（平成 6 年 10 月開館）

イ 所在地 津市一身田上津部田 1234 番地

ウ 施設の規模等

・敷地面積 62,224 m²

・延床面積 46,305 m²

（文化会館棟 29,415 m²、生涯学習棟 11,763 m²、男女共同参画棟 5,127 m²）

・貸館施設 大ホール(1,903)、中ホール(968)、小ホール(322)、多目的ホール(400)、各種会議室等を含む 25 施設

(5) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供するサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

- (ア) 総合文化センターの事業実施に関する業務
- (イ) 総合文化センターの維持管理に関する業務
- (ウ) 総合文化センターの利用許可等に関する業務
- (エ) 利用に係る料金の収受に関する業務

イ 成果目標

- (ア) 総合文化センター来館者数（県立図書館除く） 毎年度 66 万人
- (イ) 総合文化センター施設利用率 年平均 73%
- (ウ) 文化会館事業参加者満足度 毎年度 94%
- (エ) 生涯学習情報提供システムのアクセス数 毎年度 18 万件
- (オ) 男女共同参画センター主催事業参加者数 毎年度 1 万 1 千人

(6) 利用料金の設定

平成 16 年 10 月からの指定管理者制度導入と同時に利用料金制を取り入れ、近隣の同等施設の料金を勘案しながら、条例上の上限額を決定しました。現在、この上限額の範囲内で実際の料金が設定されていますが、運営上の支障はないことから、次期指定管理を更新するうえにおいても上限額の変更は必要ないと考えています。

(7) 指定の期間（予定）

指定の期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 年間で予定しています。

(8) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次の示す額を上限とします。

指定管理料の総額 3,797,677 千円（5 年間）

（内訳）平成 22 年度	759,518	千円
平成 23 年度	759,413	千円
平成 24 年度	759,413	千円
平成 25 年度	759,413	千円
平成 26 年度	759,920	千円

2 指定管理者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集の方法

広く民間等のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定していくこととしています。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理者候補者の選定にあたり、その選定過程や手続の透明性・公平性を高めるため、県職員以外の有識者等で構成する「三重県総合文化センター指定

管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、学識経験、男女比などを考慮したうえ、弁護士、公認会計士、文化・生涯学習・男女共同参画に関する有識者、施設利用者の代表者（公募により選定）などによる 8 名程度の民間委員で構成することを予定しています。

(3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、詳細な審査基準、配点を決定するとともに、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施したうえで、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

また、県は選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる応募者を指定管理者の候補者として選定します。

〔選定基準〕

- ア 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること
- イ 事業計画の内容が、総合文化センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること
- ウ 事業計画の内容が、総合文化センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること
- エ 事業計画の内容が、総合文化センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- オ 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること